環境計量器の検定と管理

一般財団法人　日本品質保証機構

はじめに

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展および文化の向上に寄与することを目的として、昭和 26 年に制定されて以来、国民生活や産業の発展に重要な役割を果たしてきました。

環境計量の分野においては、環境に対する関心の高まりから、昭和 48 年以降、環境計量に関する事項が規制の範囲に順次取り入れられてきました。

計量法では、環境計量における計量・分析の適正な実施を確保するため、規制する環境計量器、計量証明事業の登録制度、環境計量士の資格制度等を創設し、また、環境計量器に関する各種の施策を講じてきました。

現在の計量法は、平成 4 年 5 月 20 日に国際化や技術革新への対応、そして消費者利益の確保の観点に基づき改正され、翌年の平成 5 年 11 月 1 日に施行されました。

一般財団法人 日本品質保証機構は、昭和 48 年から環境計量器の検定等に関する唯一の指定検定機関として検定業務を実施してまいりました。当機構は、検定や型式試験を通じて環境計量器をご使用になる皆さまに安心と安全をお届けすることで、計量行政の一翼を担っております。

この小冊子は、環境計量器の検定を中心とする法律の概略と、検定を受ける義務やその方法などについて解説したものです。

本小冊子が関係の方々のお役に立てれば幸いです。

平成 24 年 4 月
一般財団法人 日本品質保証機構

目　　　　次

1　計量法の目的と用語の定義

現在の計量法（以下、「法」という。）は、平成 4 年 5 月 20 日に改正されたもので、国際化、技術革新への対応および消費者利益の確保の 3 つの事柄が考慮されています。

1.1　目的（法第 1 条）

法第 1 条（目的）には、「この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めています。

この目的は、国際度量衡総会において採択された SI（国際単位系）を中心に「計量の基準」を定め、「適正な計量の実施を確保」することで、社会生活において実施されるさまざまな物象の状態の量の正確さを法律的に担保し、「経済の発展や文化の向上に寄与する」ことにあります。

1.2　定義（法第 2 条関係）

1)　計量（法第 2 条第 1 項）

長さ、質量、時間、電流、温度、流量、熱量、電圧、起電力、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度等、72 の物象の状態の量および同条 2 号の政令（計量単位令第 1 条）で定められた繊度、比重等、17 の物象の状態の量を計ることをいいます。

2)　計量単位（法第 2 条第 1 項）

計量の基準となるものをいいます。単位記号は計量単位規則第 2 条に定められています。なお、SI に係る計量単位と非 SI 単位等を「法定計量単位」とよび、それ以外の計量単位を「非法定計量単位」として明確に区分しています。

「非法定計量単位」は、一部を除き取引または証明に用いてはならないとしています。

3)　取引（法第 2 条第 2 項）

有償無償を問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為をいいます。

4)　証明（法第 2 条第 2 項）

公に、または業務上、他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

5)　計量器（法第 2 条第 4 項）

計量するための器具、機械または装置をいいます。

6)　特定計量器（法第 2 条第 4 項）

取引もしくは証明における計量に使用され、または主として一般消費者の生活の用に供される計量器[※1] のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造または器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定められたものをいいます。

※1　生活の用に供される計量器とは、一般消費者の生活に密着して使用され、その精度の確保が特に求められるもので、ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール、ガラス製体温計、抵抗体温計、アネロイド型血圧計が該当します。

7)　標準物質[※2]（法第 2 条第 6 項）

政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいいます。

pH 標準液、標準ガスがこれにあたります。

※2　9.1 特定計量器を使用する場合の注意事項（P.18）を参照

1.3　取引・証明に該当する事例

1)　工場等が大気汚染防止法等の関連で工場排ガスの濃度を計量・記録し、その結果を地方自治体等の官公庁に報告したり、あるいは官公庁の立入検査の際に提出するときの計量。

2)　官公庁において、計量結果を報告したり、あるいは計量結果を取り締まり等の行政行為（ないしは行政判断）に用いるときの計量。

3)　自動車メーカー、自動車整備工場等において、自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行い、一定の検査結果証明書（完成検査終了証、車検合格証）を発行するときの計量。

4)　計量証明事業者が、依頼に応じ、騒音、振動、濃度の計量証明を行うときの計量。

2　環境計量器の種類

計量法施行令第 2 条によると、検定の対象となっている特定計量器のうち、環境計量用とされるものは次のとおりです。

当機構では、指定検定機関としてこれらの特定計量器の検定を実施しています。

1)　騒音計
2)　振動レベル計
3)　ジルコニア式酸素濃度計
（計ることができる最高の濃度が 5 vol%以上 25 vol%以下のもの）
4)　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計
（計ることができる最高の濃度が 50 ppm 以上のもの）
5)　磁気式酸素濃度計
（計ることができる最高の濃度が 5 vol%以上 25 vol%以下のもの）
6)　紫外線式二酸化硫黄濃度計
（計ることができる最高の濃度が 50 ppm 以上のもの）
7)　紫外線式窒素酸化物濃度計
（計ることができる最高の濃度が 25 ppm 以上のもの）
8)　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
9)　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
10)　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計
（最小の目量が 100 ppm 未満のものおよび最小の目量が 100 ppm 以上 200 ppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が 5 vol%未満のもの）
11)　化学発光式窒素酸化物濃度計
（計ることができる最高の濃度が 25 ppm 以上のもの）
12)　ガラス電極式水素イオン濃度検出器
13)　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

3　検定を受ける義務

法第16条（使用の制限）

以下に挙げるものは、取引または証明における法定計量単位による計量に使用または使用するために所持してはならないと規定されています。

1)　計量器でないもの

2)　次に掲げる特定計量器以外の計量器

a)　経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所または指定検定機関が行う検定を受け、これに合格したものとして検定証印が付されているもの

b)　経済産業大臣が指定した特定計量器であって、その指定製造事業者の基準適合証印の表示（以下、「検定証印等」という。）が付されているもの

3)　法第72条第2項（検定の有効期間を定めなければならないもの）の政令で定める特定計量器で、同条第1項の検定証印または第96条第1項の表示（基準適合証印）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

以上のことから、特定計量器を所有する工場または事業場のうち、取引または証明に使用する特定計量器については、計量法の定めにより検定を受ける義務があります。

4　検定の実施

4.1　検定制度

法第 16 条（使用の制限）により、取引または証明に使用する特定計量器は検定を受ける必要があります。特定計量器の検定は、計量法施行令および特定計量器検定検査規則（以下、「検則」という。）に従い実施されます。検則では、検定の方法、構造に係る技術上の基準、検定公差などが定められており、検定に合格したものには検定証印が付されます。

また、検定の実施主体は、特定計量器の区分ごとに経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所または指定検定機関となっています。

検定の方法として計量法では、型式の承認制度が設けられています。これは、型式試験を行い、これに合格したものに対しては構造の検査を省略し、器差と一部の構造検査のみを行うというものです。型式試験に合格し、承認を受けた特定計量器には、型式の承認に係る表示が与えられ、その見やすい箇所に表示されます。

したがって、型式の承認に係る表示が付されたものと、付されていないものに区分して検定を実施することになります。図 1 は検定制度の全体概要です。

※　3　指定製造事業者の指定：　9.2　指定製造事業者制度（P.18）参照

※　4　承認検定　　：型式の承認に係る表示が付された特定計量器の検定

※　5　承認外検定：型式の承認に係る表示が付されていない特定計量器の検定

※　6　基準適合証印の表示については、9.2　指定製造事業者制度（P.18）参照

※　7　検定証印の表示については、6.1　検定証印（P.9）参照

図 1　検定制度

4.2　検定項目

検定は、法第 71 条（合格条件）で規定された項目について行われ、次の項目について合否を判定されます。

1)　型式の承認に係る表示が付された特定計量器
 a) 器差
 b) 検則で規定された構造検定（個々に定める性能）

2)　型式の承認に係る表示が付されていない特定計量器
 a) 器差
 b) 検則で規定された全ての構造検定（特例のあるものを除く）

4.3　検定等をすべき期限（法第 160 条第 1 項）

検定の実施機関は、申請を受け付けてから次の期限内に合格または不合格の判定をしなければならない。

1)　型式の承認に係る表示が付された特定計量器　20 日
2)　型式の承認に係る表示が付されていない特定計量器　80 日

（検則第 71 条）

コラム

【移動検定で活躍する移動検定車】

東京・愛知・大阪・福岡にある当機構の事業所から、それぞれの担当地域を定期的に移動検定車で巡回し、検定を実施しています。

移動検定車

5　検定の合格条件（法第 71 条）

経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所または指定検定機関は、特定計量器の検定を行った結果、以下の条件に適合するときは、合格と判定します。

1) その構造が経済産業省令（検則）で定める技術上の基準に適合すること。（法第71 条第 1 項第 1 号）
2) その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。（同条第 2 号）

このうち、法第 84 条（表示）第 1 項で定められた表示（型式承認番号）が付されている特定計量器は、その構造が技術上の基準（法第 71 条第 1 項第 1 号）に適合するとみなし、器差（法第 71 条第 1 項第 2 号）が検定公差を満たすかどうかを検査することで合否を判定します。ただし、承認に係る型式に属する特定計量器であっても、特定計量器ごとに個々にその性能が定められているもの（個々に定める性能）は、器差に加えて定められた一部の性能について個別に検査します。（表 1、表 2 参照）

表 1　　特定計量器ごとの検定項目と合格条件

特定計量器の名称	個々に定める性能と技術上の基準	検定公差
騒音計 （精密級） （検則第 20 章）	〈レンジ切換器のあるもの〉 目盛標識誤差(10 dB～-10 dB)　0.2 dB （それ以外）　0.4 dB レンジ切換誤差　0.5 dB 〈レンジ切換器のないもの〉 目盛標識誤差(10 dB～-10 dB)　0.2 dB （それ以外）　0.7 dB	0.7 dB (1 dB)※8
騒音計 （普通級／自動車用普通騒音計） （検則第 20 章）	〈レンジ切換器のあるもの〉 目盛標識誤差(10 dB～-10 dB)　0.3 dB （それ以外）　0.6 dB レンジ切換誤差　0.7 dB 〈レンジ切換器のないもの〉 目盛標識誤差(10 dB～-10 dB)　0.3 dB （それ以外）　1.0 dB	1.5 dB (2 dB)
振動レベル計 （検則第 21 章）	目盛標識誤差　0.5 dB レンジ切換誤差　0.5 dB	4 Hz　1.5 dB 6.3 Hz　1.0 dB 8 Hz　1.0 dB 16 Hz　1.0 dB 31.5 Hz　1.0 dB

表 2　　特定計量器ごとの検定項目と合格条件

特定計量器の名称	個々に定める性能と技術上の基準	検定公差
ジルコニア式酸素濃度計等 （検則第 22 章）	なし	最高濃度の 4 ％ (最高濃度の 5 %)
ガラス電極式水素イオン濃度検出器 （検則第 23 章）	なし	理論値との差が 1 pH 当たり 3 mV
ガラス電極式水素イオン濃度指示計 （検則第 24 章）	なし	〈アナログ指示機構を有するもの〉 目量が 0.1 pH 以下：0.05 pH 目量が 0.1 pH を超えるもの：0.1 pH 〈デジタル表示機構を有するもの〉 目量が 0.01 pH 以下：0.05 pH 目量が 0.01 pH を超えるもの：0.1 pH

※8　（　）内は、旧計量法で型式承認を取得した特定計量器の検定公差

6　検定証印および検定の有効期間

6.1　検定合格の表示

検定に合格した特定計量器には、法第 72 条に従い検則第 23 条で定める検定証印が付されます。

図 2　検定証印

1)　省令で定める検定証印（図 2）（法第 72 条第 1 項）
2)　有効期間が定められているものには、検定証印にその満了の年月を表示。（法第 72 条第 2 項）
3)　計量証明検査※9 の対象となりうる特定計量器（法 116 条第 1 項）の検定証印には、その検定が行われた年月を表示。（法第 72 条第 3 項）

※9　9.3 計量証明検査（P.19）参照

6.2　検定証印および有効期間満了年月の表示例と検定合格ラベル

1)　有効期間が定められた特定計量器
（対象となる特定計量器の種類：ガラス電極式水素イオン濃度検出器）

26 . 4

検定有効年月
（平成 26 年 4 月末日まで有効）

2)　有効期間が定められ、かつ計量証明検査の対象となりうる特定計量器
（対象となる特定計量器の種類：騒音計、振動レベル計、ガラス電極式水素イオン濃度指示計、大気濃度計）

24 . 4

29 . 4

上段数字：検定年月（平成 24 年 4 月受検）
下段数字：検定有効年月
（平成 29 年 4 月末日まで有効）

3)　検定合格ラベル
当機構では、検定に合格すると、計量法上の検定証印とは別に計量器の見やすい場所に検定合格ラベルを貼付します。

6.3　検定の有効期間

計量法施行令第 18 条別表 3 には、特定計量器ごとに検定の有効期間が定められています。そのうち、環境計量器の有効期間について表 3 をご参照ください。

表 3　　環境計量器ごとの検定の有効期間

特定計量器	検定の有効期間
騒音計	5 年
振動レベル計	6 年
ジルコニア式酸素濃度計等	8 年
ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2 年
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6 年

6.4　検定済証

環境計量器は、検定に合格すると検定済証が交付されます。（図 3 参照）
ただし、ガラス電極式水素イオン濃度検出器については、検則第 72 条（検定済証等の交付）に規定がないため、交付されません。

見　本

騒音計検定済証

第　　　　号

指定検定機関
一般財団法人
日本品質保証機構

項目	
検定日	
種類	
製造事業者名	
型式	
型式承認番号	
器物番号	
マイクロホン番号	
マイクロホンの使用条件	
校正装置番号	
使用周波数範囲	
検定有効期間の満了年月日	
器差	
備考	

図 3　　騒音計検定済証の例

7　検定を実施する事業所

検定を受けようとする場合、法第 70 条（検定の申請）に基づき、計量法施行令第 17 条で規定された以下の者に申請します。

（特定計量器の区分ごとに）

1) 経済産業大臣（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
2) 都道府県知事
3) 日本電気計器検定所
4) 指定検定機関

指定検定機関は、検定を実施する公的機関（国立研究開発法人 産業技術総合研究所、都道府県知事および日本電気計器検定所）と同等の機能を確保し、保持することができる組織であり、かつ技術的能力および経済的基礎を有し、公平性、中立性を確保できる機関です。（参考：法第 106 条　指定検定機関）

当機構は、「法第 16 条第 1 項第 2 号イに規定する指定検定機関を指定する省令（経済産業省令 第 168 号）」に基づき経済産業大臣より指定検定機関の指定を受けており、濃度計や騒音計といった環境計量器の検定を実施しています。（表 4 参照）

表 4　　法第 16 条第 1 項第 2 号イに規定する指定検定機関を指定する省令
（平成 13 年 6 月 4 日 経済産業省令第 168 号）

指定の区分	指定検定機関の名称	検定を行う事業所
騒音計	一般財団法人 日本品質保証機構	計量計測センター 中部試験センター 関西試験センター 九州試験所
振動レベル計		
ジルコニア式酸素濃度計 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 磁気式酸素濃度計 紫外線式二酸化硫黄濃度計 紫外線式窒素酸化物濃度計 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 化学発光式窒素酸化物濃度計		
ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ガラス電極式水素イオン濃度指示計		

8　検定を受けるには

8.1　各事業所が担当する地域

事業所名　（所在地）	担当地域
計量計測センター （東京）	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
中部試験センター （愛知）	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県
関西試験センター （大阪）	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
九州試験所 （福岡）	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

事業所名	住所	電話／ﾌｧｸｼﾐﾘ番号
計量計測センター	192-0364 東京都八王子市南大沢四丁目 4 番地 4	電話　042-679-0147 FAX　042-679-0195
中部試験センター	481-0043 愛知県北名古屋市沖村沖浦 39 番地	電話　0568-23-0111 FAX　0568-24-0705
関西試験センター	578-0921 大阪府東大阪市水走三丁目 8 番 19 号	電話　072-966-7203 FAX　072-966-7188
九州試験所	839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣三丁目 2 番 33 号	電話　0942-48-7763 FAX　0942-48-7760

8.2　検定の申請方法

検定申請には、

a)　検定申請書（P.17 参照）

b)　特定計量器（P.3 参照）

c)　検定手数料（P.14 参照）

が必要です。検定申請書については、当機構のホームページ「お申し込み・お見積もり」ページよりダウンロードできます。また、各地域を担当する事業所にも用意しています。

1)　特定計量器を当機構へ持ち込み、検定を申請する場合

a)～c)を揃えて、各地域を担当する事業所の受付窓口へお持ち込みください。

2)　宅配便を利用して、検定を申請する場合

a)と b)を同梱してご送付ください。なお、送料は貴社にてご負担ください。

c)は、事前に当機構指定の銀行口座（詳細は P.14 参照）へお振り込みください。

3)　その他の方法で、検定を申請する場合

当機構では、定期的に各都道府県を移動検定車で巡回する「移動検定」を実施しています。事前に検定申請書の提出と手数料振り込みのお手続きが必要となりますが、検定実施の当日に計量器をお持ち帰りいただけます。

対象となる計量器は、騒音計、振動レベル計、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、ガラス電極式水素イオン濃度指示計、レベルレコーダ（P.19 参照）となります。

4)　大気濃度計（設置型）の検定を申請する場合

特定計量器の設置場所まで当機構の職員が出張して、検定を実施します。
詳細な内容につきましては、各地域を担当する事業所へお問い合わせください。

8.3　検定手数料

検定を申請する際には、経済産業大臣から認可を受けた手数料が必要です。また、移動検定を希望される場合は、「検則第 5 条（出張検定の費用）」に従い、別途出張付帯経費も必要です。検定手数料は、当機構のホームページ「お申し込み・お見積もり」ページでご確認いただけます。

検定手数料および出張付帯経費は、原則として検定申請時にお支払いいただくか、事前に下記の銀行口座へお振り込みください。

事業所名	銀行名および口座名
計量計測センター	銀 行 名　三菱東京ＵＦＪ銀行　世田谷上町支店 口座番号　普通預金　　０００００２８６ 名　　義　ザイ）ニホンヒンシツホショウキコウ
中部試験センター	銀 行 名　三菱東京ＵＦＪ銀行　西春支店 口座番号　普通預金　　５９９４７５ 名　　義　ザイ）ニホンヒンシツホショウキコウ
関西試験センター	銀 行 名　三菱東京ＵＦＪ銀行　東大阪中央支店 口座番号　普通預金　　１０３９５１０ 名　　義　ザイ）ニホンヒンシツホショウキコウ
九州試験所	銀 行 名　福岡銀行　鳥栖支店 口座番号　普通預金　１６０３９２ 名　　義　ザイ）ニホンヒンシツホショウキコウ

8.4　検定を申請する際の注意点

1)　型式の承認に係る表示の確認

特定計量器の検定を申請する場合は、原則として、型式の承認に係る表示が必要となります（法第 84 条（表示））。表 5 を参考に表示の有無をご確認ください。

図 4 にあるような型式承認番号が付された製造銘板が貼付されていない場合や型式承認番号の表示が特定計量器に付されていない場合は、当機構または当該特定計量器の製造事業者にお問い合わせください。

2)　機能の確認

検定を申請する前に、取扱説明書に従った操作が可能である、表示に異常がない、自己校正ができる等、機能の確認をすることをお勧めします。

お持ちの特定計量器に不具合がある場合は、検定が実施できません。

表 5　型式の承認に係る表示

特定計量器の種類	型式承認番号の略号	表記例
精密騒音計	F または SLF	第 F-○○号 第 SLF○○○○号
普通騒音計	S または SLS	第 S-○○号 第 SLS○○○○号
ｶﾞﾗｽ電極式水素ｲｵﾝ濃度指示計	S または SS	第 S○○○○号 第 SS○○○○号
ｶﾞﾗｽ電極式水素ｲｵﾝ濃度検出器	S	第 S○○○○号
非分散型赤外線式濃度計	SA または SAN SAS SAC	第 SA○○○○号 第 SAN○○○○号 第 SAS○○○○号 第 SAC○○○○号
溶液導電率式濃度計	SB	第 SB○○○○号
化学発光式濃度計	SC	第 SC○○○○号
紫外線式濃度計	SD	第 SD○○○○号
ｼﾞﾙｺﾆｱ式酸素濃度計	SE	第 SE○○○○号
磁気式酸素濃度計	SF	第 SF○○○○号

型式承認番号をご確認ください。

図 4　　製造銘板の一例

8.5 特定計量器の修理

検定を受けた特定計量器は、修理することにより検定の効力を失います。
（検定証印等の除去）

その修理が全くその計量器の性能に影響を及ぼさないという範囲であればその限りではないとして『軽微な修理の範囲』が定められています。（計量法施行規則第 10 条）

さらにこの範囲を超える修理で、性能に影響を及ぼすが、直接器差に与える影響は少ないと考えられる範囲については『簡易修理の範囲』が定められています。（計量法施行規則第 11 条）

簡易修理をする者は、製造事業者または修理事業者としての事業の届け出が必要となります。

1) 軽微な修理の範囲（計量法施行規則第 10 条）
   a) 騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修または取り替え
   b) 振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修または取り替え
   c) 濃度計（酒精度浮ひょうを除く）に係る次に掲げる修理
      (ｲ) 配管または流量制御関係部品の補修または取り替え
      (ﾛ) 光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラムまたは自動校正用の標準物質もしくは反応液の取り替え
      (ﾊ) プリント回路の取り替え（型式の承認を受ける際、経済産業大臣が示す範囲に限る）
   d) 電池、ヒューズ、電源コード、その他の電源部の補修または取り替え
   e) 外箱を開けずに行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修または取り替え
2) 簡易修理の範囲（計量法施行規則第 11 条）
   a) 騒音計に係る次に掲げる修理
      (ｲ) 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチ、その他のスイッチの取り替え
      (ﾛ) パッキンの取り替えまたは清掃（※平成 27 年 11 月 1 日から施行）
   b) 振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチ、その他のスイッチの取り替え
   c) 濃度計（酒精度浮ひょうを除く）に係る次に掲げる修理
      (ｲ) 光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーターまたはオゾン発生器の取り替え
      (ﾛ) 温度調節器または湿度調節器の補修または取り替え
      (ﾊ) 電気回路部品（当該濃度計の性能および器差に著しく影響を与えることのないものに限る）の取り替え
   d) デジタル表示機構に係るプリント回路であって、論理回路のみで構成されているものの取り替え

「検定申請書」の記入方法

以下の記入例を参考に必要事項を記入し、代表者がご捺印の上お申し込みください。代表者の記名押印が困難な場合は、業務上委託を受けている責任者が記名押印の上、お申し込みください。

＜記入例＞

検　定　申　請　書

※受付番号：

指定検定機関
一般財団法人　日本品質保証機構　御中

申込年月日：2011年　6月　2日

申請者　住　所　〒123−4567 東京都世田谷区○○1−2−3
氏　名［名称及び代表者の氏名］　○○品質株式会社 世田谷支店　店長　品質 太郎　（印）
連絡担当者　船橋　花子
電話番号　03-3416-XXXX

下記の特定計量器につき検定を受けたいので、申請します。

1．検定を受けようとする特定計量器

種　類	型式又は能力	数　量	新品・修理品の別	1個当りの手数料	手　数　料	備　考
普通騒音計	JA-A	2	新・(修)	15,300	30,600	
精密騒音計	JA-F	1	新・(修)	23,000	23,000	
			新・修			
合　計		3			53,600	

型式承認番号	型　式　名	器　物　番　号	備　考
S001	JA-A	A1234	124
S001	JA-A	A5678	567
F001	JA-F	F1234	123

記入上の注意
1．「型式又は能力」欄には、型式承認番号又は製造事業者の型名を記入して下さい。
2．新品とは、初めて検定を受検する計量器です。修理品とは、再検定を受ける計量器です。
3．左表の「備考」欄には、騒音計の場合はマイクロホン番号、振動計の場合はピックアップ番号、ガス濃度計の場合は測定範囲を記入して下さい。
4．検定手数料は、非課税扱いです。
5．銀行振込によるお支払いの場合、振込手数料は貴社にてご負担下さい。
6．※印は当機構が記入します。

2．検定所以外の場所において検定を受けようとするときは、その日時、理由と場所

希望受検日：　　年　　月　　日
理　　由：
場　　所：

申請書提出後、検定を受ける計量器及び手数料の収納を確認後受付いたします。

お申込いただいたお客様の個人情報は、試験・検査・審査等業務に係るご連絡・調整並びに当機構が実施しております他の業務のご案内や各種情報の提供に限り利用させていただきます。

氏名の欄には、
会社の名称と代表者の氏名を
ご記入ください。

*検定済証に、申請者の情報は
記載されません。

[印]は必ず押印してください。

初めて受検する場合は「新」、
再検定の場合は「修」に
○をつけてください。

「検定手数料 料金表」で
ご確認ください。

[数量]×[1個当りの手数料]
を記入してください。

騒音計の場合はマイクロホン
番号、振動計の場合はピックア
ップ番号、ガス濃度計の場合は
測定範囲を記入してください。

製造番号を記入してください。

JQAに持込または郵送の場合、
何も書かなくて結構です。

型式承認番号または
製造事業者の型名を
記入してください。

下の表には、上の表に記載した
計量器の詳細を記入してください。

9　関連制度等

9.1　特定計量器を使用する場合の注意事項

一般に環境対策用の計量器は､特定の使用方法によらないと正確に計量することができない場合があることから、法第 18 条（使用方法等の制限）によりその使用方法が規定されています。

計量法施行令第 9 条（使用方法等の制限に係る特定計量器）で、濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）が指定され、計量法施行規則第 3 条（濃度計の使用方法）で、特定二次標準物質等※10 による値付けを行った標準物質を使用して、ゼロ校正、スパン校正を行った後に使用する旨が規定されています。

※10　特定二次標準物質等とは、特定標準器による校正等をされた標準物質またはこれに連鎖して段階的に標準物質の値付けをされたものをいいます。

9.2　指定製造事業者制度（法第 92 条）

指定製造事業者制度とは､特定計量器を製造する工場または事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認められた届出製造事業者（または外国製造事業者）を経済産業大臣が指定製造事業者として指定し、型式の承認を受けた特定計量器を製造し、工場または事業場から出荷する前に自主検査（検定に代わる検査）を行い、検則で規定された技術上の基準（器差および個々に定める性能）に適合したものに、検定証印と同等の効力を持つ一定の表示（基準適合証印）を付すことができるという制度です。

基準適合証印の形状を図 5 に示します。なお、基準適合証印の付近には指定製造事業者個別に与えられる 6 桁の指定番号が表示されます。

このように、基準適合証印が付された特定計量器を購入された場合は、初回の検定を受けずに取引または証明に使用することができます。

ただし、有効期間が満了となった際の再検定は計量法で定められた検定の実施主体（7 検定を実施する事業所（P.12 参照））に申請することとなります。

図 5　基準適合証印

9.3　計量証明検査（計量証明の事業登録をした都道府県知事が行う検査）

計量証明事業者は、法第 116 条（計量証明検査）により、計量証明の事業の登録を受けた日から特定計量器ごとに計量法施行令第 29 条に定められた期間ごとに、計量証明に使用する特定計量器について､その登録をした都道府県知事が行う検査を受けなければなりません。（表 6 参照）

計量証明検査の合格条件（法第 118 条）は以下のとおりです。

1) 検定証印等が付されていること
（有効期間の定められた特定計量器においては、有効期間を経過していないもの）
2) その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること
3) その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと

表 6　　計量証明検査を受けるべき期間
（計量法施行令第 29 条別表 5 に定める期間（環境計量器））

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間
騒音計	3 年
振動レベル計	3 年
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	3 年
ジルコニア式酸素濃度計等	3 年

計量証明検査の詳細は、都道府県の計量検定所にお尋ねください。

10　環境計量器に関連する依頼試験

10.1　レベルレコーダの性能試験

騒音･振動レベル計用レベルレコーダは、大きく変動する騒音レベルや振動レベルを計量する際に用いられ､騒音計または振動レベル計から出力された電気信号を記録紙上に記録させるものです。このようにレベルレコーダを用いて騒音･振動レベルを読み取る方法は広く用いられており、レベルレコーダの性能を定期的に確認することにより、適正な計量の実施を確保できます。そのため当機構では、レベルレコーダの性能試験を実施しています。

【検査合格ラベル】

当機構では、レベルレコーダの検査に合格すると、本体の見やすい場所に検査合格ラベルを貼付します。

11　検定に関する Q&A

Q1　当社では社内の作業環境を自主的に管理するために騒音計や振動レベル計を使用していますが、これは検定を受検して合格したものでなければならないのでしょうか。

A1　計量法では、取引または証明に使用する特定計量器に限り検定が必要である旨規定されています。したがって、貴社の場合「作業環境の自主管理」がその用途ですので、検定の受検は必要ありません。しかし、各種システム規格では、測定機器を自主管理することが要求されています。当機構では、国家標準とのつながり（トレーサビリティ）を対外的に証明できる校正サービスも行っています。

Q2　当社は、計量証明事業を始めるにあたり、騒音計、振動レベル計、pH 計および大気濃度計を所有する予定です。当然、計量法に基づく検定を受検しなければなりませんが、受検の際は JQA に直接持ち込まなければならないのでしょうか。

A2　当機構では、宅配便を利用しての検定受付業務を行っております（P.13 参照）。また、定期的に各都道府県を移動検定車で巡回する移動検定も実施しております（P.13 参照）。設置型の大気濃度計の場合は、所在場所まで当機構の職員が出張して検定を行います（P.14 参照）。詳しくは、各地域を担当する事業所までお問い合わせください。

Q3　公害関係法令や条例に基づき、検定に合格している自動連続測定器を用いて所管の自治体に排出ガス濃度を送信していますが、先の ISO 14001 の審査で検定結果の提示を求められたので、「濃度計検定済証」を提示したところ『校正データの記載がない』との指摘を受けました。検定機関から、校正データを記載した検定済証を発行していただくことはできるのでしょうか。

A3　所持している特定計量器を取引または証明に使用する場合、法第 16 条（使用の制限）に基づき検定を受ける義務が生じます。この検定済証は、検則第 72 条（検定済証等の交付）に基づき発行されるもので、その様式も規定されております。したがって、その書式を変更したものやそれ以外の書面は原則として発行しません。自主的な管理のためには、校正結果とそれに付随する不確かさの表記がある校正サービスをご利用ください。

検定業務の窓口

騒音計、振動レベル計、濃度計等の環境計量器の検定は、当機構の下記事業所で受け付けています。また、検定をはじめ、法定業務、各種認定業務、その他の試験・校正業務に関するご依頼、ご相談にも応じておりますので、ぜひお問い合わせください。

計量計測センター

〒192-0364　東京都八王子市南大沢四丁目 4 番地 4
電話　042-679-0147
FAX　042-679-0195
e-mail　jtp-calib-cstm@jqa.jp

交通：京王相模原線　南大沢駅下車　徒歩 13 分

中部試験センター

〒481-0043　愛知県北名古屋市沖村沖浦 39 番地
電話　0568-23-0111
FAX　0568-24-0705
e-mail　chubu-cstm@jqa.jp

交通：名鉄犬山線　西春駅下車　徒歩 15 分

関西試験センター

〒578-0921　大阪府東大阪市水走三丁目 8 番 19 号
電話　072-966-7203
FAX　072-966-7188
e-mail　kansai-coordination@jqa.jp

交通：近鉄けいはんな線　吉田駅下車　徒歩 10 分

九州試験所

〒839-0801　福岡県久留米市宮ノ陣三丁目 2 番 33 号
電話　0942-48-7763
FAX　0942-48-7760
e-mail　kyushu-cstm@jqa.jp

交通：西鉄天神大牟田線　宮の陣駅下車　徒歩 10 分

JQA ホームページ　http://www.jqa.jp

環境計量器の検定と管理

作成　　　一般財団法人 日本品質保証機構　（略称 JQA）

(Japan Quality Assurance Organization)

http://www.jqa.jp

15.09 C3002004